

社会保険制度加入のご案内

あなた又はあなたの家族は会社で働いていますか？

はい

いいえ

◆あなたが加入しなければならない医療保険・年金への加入手続は、お勤めの会社に義務付けられていますので、会社に参加手続のお願いをしてください。

※パートタイマーやアルバイトの方でも加入が必要な場合があります。対象となるか否かは、お勤めの会社にお問い合わせください。

◆お勤めの会社が医療保険・年金への加入の手続をとらず、医療保険・年金に未加入となっている場合は、年金事務所にご相談ください。

◆あなたが加入しなければならない医療保険・年金への加入手続は、お住まいの市区町村役場の国民健康保険、国民年金担当窓口にて、ご自分でお手続きください。

※無職の方、留学生等で週 28 時間以内のアルバイト等をしている方は、通常、こちらに該当します。

★詳細につきましては、お住まいの市区町村役場の国民健康保険、国民年金担当窓口にご相談ください。

あなたが 75 歳以上であれば、後期高齢者医療制度へ加入することとなります。

★ 詳細につきましては、お住まいの市区町村役場の後期高齢者医療制度担当窓口にご相談ください。

※ 年金事務所や市区町村役場へ日本語以外で相談する場合は、通訳が必要です。

◆いずれかの医療保険制度、年金制度に加入することが義務付けられています。

1. 健康保険制度について

適用事業所に常用的に使用される限り、外国人の方にも健康保険が適用され、これに加入しなければなりません。

健康保険に加入することにより、被保険者やその被扶養者が病気やけがをしたとき、出産や死亡したときに必要な保険給付等が受けられます。

※ 適用事業所とは、法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（理美容、旅館、又は飲食業等一定の職種を除く。）をいいます。

2. 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度について

① 75歳未満で健康保険の適用対象とならない外国人の方

② 75歳以上の外国人の方

であって、入管法により決定された在留期間が3か月を超える方（3か月を超える期間、日本に滞在すると認められる方を含む。）や、仮滞在の許可を受けた方は、国民健康保険（①の方）又は後期高齢者医療制度（②の方）が適用され、これに加入しなければなりません。

国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入することにより、病気やけがをしたときに必要な保険給付等が受けられます。

※ **医療機関を受診する際に健康保険、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の保険証を提示しない場合は、医療費は原則として全額自己負担となります。**

3. 厚生年金保険制度及び国民年金制度について

外国人の方についても、適用事業所に常用的に使用される限り、厚生年金保険が適用され、これに加入しなければなりません。また、常用的に使用関係にない外国人の方であっても、日本国内に住所を有する方は国民年金に加入しなければなりません。年金制度に加入し、一定の要件を満たすことにより、老齢、障害、死亡の場合に、それぞれ老齢年金、障害年金（又は障害手当金）、遺族年金等が支給されます。

また、日本で年金制度に加入していた一定の要件を満たす外国人の方は、日本を出国後、請求手続きをすることにより脱退一時金が受けられます。※注)

なお、日本と年金通算の協定を締結している相手国の年金加入期間がある方は、一定要件のもと年金加入期間を通算して、日本及び協定相手国の年金を受け取ることが出来る場合があります。ただし、脱退一時金を受け取ると、脱退一時金を請求する以前の年金加入期間を通算することができなくなります。

※注) 厚生年金保険の脱退一時金の場合、支給の際に合計税率 20.42%（所得税 20%＋復興特別所得税 0.42%）が源泉徴収されますが、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税は、税務署に還付請求ができます。還付請求の手続き方法等については、税務署又は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）でご確認ください。